

村政への提案レター

提案レターは互いの立場を尊重するものと考えていますので、必ず住所・氏名・職業・年齢・電話番号(提案内容について確認させていただく場合があるため、日中に連絡が取れる電話番号)を明記してください。

無記名のものにはお答えすることができません。

封書は、切手を貼らずにそのまま郵便ポストへ投函してください。

■問い合わせ 広報広聴課秘書広聴担当(☎282-1711 内線1301)

※この提案レターは、
平成28年6月9日(木)まで有効です。

あなたの“声”を
お聞かせください!



切り取り線

のりしろ②貼り付け

のりしろ①貼り付け

切り取り線

のりしろ③貼り付け

切り取り線

料金受取人払郵便

ひたちなか局
承認
806

差出有効期間
平成28年6月
9日まで
(切手を貼らずに
お出しください)

319-1190

東海村
長行
(村長公室広報広聴課扱い)

東海村東海三丁目7番1号
(受取人)

|||||

知恵を出し合い、
住みよいまちを
つくりましょう！



- お寄せいただいたご提案やご意見には、担当課から文書等で回答します。内容確認のため、電話でご連絡をする場合がありますので、連絡先の電話番号を必ずご記入ください。
- 内容が不明確なものや村政に無関係なもの、個人的利益の追求・営利目的・誹謗中傷と判断されるものは、受け付けできません。
- 道路(街路樹を含む)、防犯(カーブミラーや防犯灯、通学路など)に関しては、各地区の自治会と協働で問題解決を図っていますので、地元の自治会長へご相談ください。
- 村政に関するご意見等は、村公式ホームページの「ご意見・ご提案」コーナーから、電子メールでも随時受け付けています。
- 行政機関(国・県・村など)に対する要望等は、東海村社会福祉協議会(☎282-2804)が実施する「行政相談」で、総務大臣の委嘱を受けた行政相談員も受け付けています。

(これは封書になりますので、切り取って投函とうかんしてください)

切り取り線

のりしろ ②

切り取り線

のりしろ ①

住所		東海村	
氏名	年齢	電話番号	職業
姓名			

切り取り線

のりしろ ③